第6回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和5年11月27日(月曜日) 開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

第 1 会議録署名委員の指名について

第 2 会期決定について

第 3 会務報告

第 4 報告第10号 農用地利用調整関係調整・あっせん申出に係る

あっせん委員の指名について

5 件

第 5 報告第11号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について

1件

第 6 議案第23号 現況証明願について

4件

第 7 議案第24号 農業振興地域整備計画の変更について

1件

第 8 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

1件

第 9 議案第26号 農用地利用集積計画の作成の要請について

6件

○出席委員(15名)

平山	正志	君	2番	澁谷	洋	君	3番	大泉	義明	君
小野寺	5典男	君	5番	佐藤	松喜	君	6番	渡邊	裕義	君
森田	享子	君	9番	津野	斉	君	10番	甲斐や	やす子	君
笛木	眞一	君	12番	山本	政弘	君	13番	熊谷	英二	君
嶋中	勝	君	15番	遠藤	聡	君	16番	佐藤	德市	君
	小野零森田	小野寺典男 森田 享子 笛木 眞一	平山 正志 君 小野寺典男 君 森田 享子 君 笛木 眞一 君 嶋中 勝 君	小野寺典男君5番森田享子君9番笛木眞一君12番	小野寺典男君5番佐藤森田享子君9番津野笛木眞一君12番山本	小野寺典男君5番佐藤松喜森田享子君9番津野斉笛木眞一君12番山本政弘	小野寺典男君5番佐藤松喜君森田享子君9番津野斉君笛木眞一君12番山本政弘君	小野寺典男 君 5番 佐藤 松喜 君 6番 森田 享子 君 9番 津野 斉 君 10番 笛木 眞一 君 12番 山本 政弘 君 13番	小野寺典男 君 5番 佐藤 松喜 君 6番 渡邊 森田 享子 君 9番 津野 斉 君 10番 甲斐冬 笛木 眞一 君 12番 山本 改弘 君 13番 熊谷	小野寺典男君5番佐藤松喜君6番渡邊裕義森田享子君9番津野斉君10番甲斐やす子笛木眞一君12番山本政弘君13番熊谷英二

○議事参与の制限を受けた委員(2名)

●番 ●●●● 君 ●番 ●●●● 君

○欠席委員(1名)

8番 舟山 珠代 君

○その他出席者

 事務局長
 村山
 尚
 君
 事務局

 振興係長
 和田
 千春
 君
 農
 地

 主
 任
 湊谷
 沙紀
 君

事務局次長 小幡 裕也 君 農 地 係 長 青島 雅明 君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第6回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は15名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、 本総会は成立いたしました。

(午前 9時45分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

10番・甲斐君 11番・笛木君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題と致します。 第6回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。 よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

〇会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。 会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第10号

○会長(佐藤徳市君) 次の議事となります報告第10号につきましては、議長の私が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当いたしますので、審議開始から終了まで退席いたします。

議長につきましては、会長職務代理に委ねたいと思います。 よろしいでしょうか。

- ○出席委員全員(15名) 異議なし。
- ○会長(佐藤徳市君) それでは、報告第10号の審議終了後に入室、着席いたします。 嶋中職務代理にお願いいたします。 休憩いたします。

休憩 午前 9時 47分

2

再開 午前 9時 48分

○会長職務代理(嶋中 勝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4。報告第10号を議題といたします。

お諮りいたします。

番号1から番号5まで内容5件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理(嶋中 勝君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号5まで内容5件を一括議題と致します。

なお、ullet 番・ullet ullet 君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●●●●君 退席)

- ○会長職務代理(嶋中 勝君) 事務局より内容説明させます。 農地係長青島君。
- ○農地係長(青島雅明君) はい。

報告第10号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり5件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 99.4h a

指名年月日 令和5年11月1日

申出の種類 売買。

指名あっせん委員は、小野寺委員、津野委員、山本委員、遠藤委員。

番号2

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 36.2h a

指名年月日 令和5年11月7日

申出の種類 売買。

指名あっせん委員は、小野寺委員、津野委員、山本委員、遠藤委員。

番号3

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 3.4h a

指名年月日 令和5年11月7日

申出の種類 売買。

指名あっせん委員は、小野寺委員、津野委員、山本委員、遠藤委員。

番号4

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 2.3h a

指名年月日 令和5年11月8日

申出の種類 売買。

指名あっせん委員は、小野寺委員、津野委員、山本委員、遠藤委員。

番号5

あっせん申出者、●●●● ●●●●●●さん。

申出面積 49.1h a

指名年月日 令和5年11月14日

申出の種類 売買。

指名あっせん委員は、佐藤松喜委員、渡邊委員、笛木委員、嶋中委員。

以上です。

○会長職務代理(嶋中 勝君) 以上をもって番号1から番号5まで、内容5件について事務局の 説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理(嶋中 勝君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理(嶋中 勝君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号5まで内容5件については報告のとおり承認されました。

(●●●●君復席)

○会長職務代理(嶋中 勝君) 佐藤会長に申し上げます。

報告第10号、番号1から番号5まで内容5件は、承認されたことを報告いたします。

ここで議長の交代をいたします。

休憩いたします。

休憩 午前 9時 52分

再開 午前 9時 53分

○会長(佐藤徳市君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上をもって、報告第10号、内容5件は報告のとおり承認されました。

◎報告第11号

〇会長(佐藤徳市君) 日程第5。報告第11号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、 内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

なお、ullet 番ullet ● 君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●●●●君退席)

- ○会長(佐藤徳市君) 事務局より内容説明させます。 農地係長青島君。
- ○農地係長(青島雅明君) はい。

報告第11号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。 別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者 ●●●● ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 嶋中委員

あっせん委員 佐藤松喜委員、渡邊委員、笛木委員

報告年月日 令和5年11月15日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字熊牛原野20線東10-3

現況地目 採放地

面積 138㎡外15筆、合計面積は166,697㎡

価格 5,843,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金

続きまして、

土地の所在 字熊牛原野22線東19-1

現況地目 畑

面積 35,823㎡外3筆、合計面積は117,395㎡

価格 4,454,000円

譲受人氏名 ●●●● ●●●●さん

予定資金関係は自己資金

続きまして、

土地の所在 字熊牛原野22線東19-2

現況地目 畑

面積 8,453㎡外7筆、合計面積は206,639㎡

価格 5,704,000円

譲受人氏名 ●●●● ●●●●さん

予定資金関係は資金借入

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります嶋中委員より報告をお願いいたします。

- ○会長(佐藤德市君) 14番・嶋中君。
- ○14番(嶋中 勝君) 14番 嶋中です。

報告第11号 番号1について報告いたします。

令和5年11月15日に佐藤松喜委員、渡邊委員、笛木委員と私、事務局より青島係長で第1回 あっせん委員会を開催しました。

本件は、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社の取得した農地を、●●●●さん、●●●さん、●●●さんが借り上げ、今年度公社より売渡を受ける案件となっております。 内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第11号は報告のとおり承認されました。

(●●●●君復席)

◎議案第23号

〇会長(佐藤徳市君) 日程第6。議案第23号、現況証明願について、内容4件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

議案第23号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況 証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり4件となっております。

番号1。

土地の所在、字塘路245-3

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、山林。

面積、12,561㎡外1筆、合計面積は13,073㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、佐瀨委員、甲斐委員、小野寺委員。

調查年月日、令和4年11月17日。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願いいたします。

- ○会長(佐藤徳市君) 10番·甲斐君。
- ○10番(甲斐やす子君) 10番、甲斐です。

議案第23号、番号1について報告いたします。

令和4年11月17日に佐瀬委員、小野寺委員と私、事務局より小幡係長、大河原主任と現地調査をしてまいりました。

資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。 以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。 以上で報告を終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、10番・ 甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続きまして、番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

番号2。

土地の所在、字阿歴内原野南4線159-3

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状况、山林。

面積、225㎡外2筆、合計面積は15,303㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、佐瀬委員、甲斐委員、小野寺委員。

調查年月日、令和4年11月17日。

なお、調査結果につきましては、小野寺委員より報告をお願いいたします。

- ○会長(佐藤徳市君) 4番・小野寺君。
- ○4番(小野寺典男君) 4番、小野寺です。

議案第23号、番号2について報告いたします。

令和4年11月17日に佐瀬委員、甲斐委員と私、事務局より小幡係長、大河原主任と現地調査をしてまいりました。

資料の3ページから4ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林、雑種地となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。 以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。 以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、4番・ 小野寺君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続きまして、番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

番号3。

土地の所在、字虹別原野39-2

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状况、原野。

面積、1,426㎡外4筆、合計面積は13,163㎡

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、平山委員、佐藤松喜委員、笛木委員、熊谷委員

調査年月日は令和5年5月30日

なお、調査結果につきましては、平山委員より報告をお願いいたします。

- ○会長(佐藤徳市君) 1番·平山君。
- ○1番(平山正志君) 1番、平山です。

議案第23号 番号3について報告いたします。

令和5年5月30日に佐藤松喜委員、笛木委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

資料の5ページから6ページをご覧ください。

当該地の現況は、原野となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。 以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。 以上で報告を終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、1番・ 平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続きまして、番号4を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

番号4。

土地の所在、字上多和64-8

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状况、山林。

面積、7,414㎡外12筆、合計面積は46,566.11㎡

所有者名、●●●● ●●●●さん

申請者名、●●●● ●●●●さん

調査委員は、平山委員、佐藤松喜委員、笛木委員、熊谷委員

調査年月日は令和5年5月30日

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願いいたします。

- ○会長(佐藤德市君) 11番·笛木君。
- ○11番(笛木眞一君) 11番、笛木です。

議案第23号 番号4について報告いたします。

令和5年5月30日に平山委員、佐藤松喜委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

資料の7ページから9ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林、雑種地となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。 以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。 以上で報告を終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、11番・ 笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

以上をもって、議案第23号、内容4件は原案可決されました。

◎議案第24号

○会長(佐藤徳市君) 日程第7。議案第24号、農業振興地域整備計画の変更について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

議案第24号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に 基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

区分、除外。

地番、字阿歷内原野南3線143-3

現況地目、原野。

面積、33,959㎡。

事業主体、川上郡標茶町川上4丁目2番地、標茶町。

土地所有者は●●●●さん。

土地選定の理由は、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農用地区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

なお、調査結果につきましては、小野寺委員よりご報告をお願いいたします。

- ○会長(佐藤徳市君) 4番・小野寺君。
- ○4番(小野寺典男君) 4番・小野寺です。

議案第24号 番号1について報告いたします。

令和5年5月16日に津野委員、佐瀬委員、甲斐委員と私、事務局より小幡次長、青島係長で現 地調査をしてまいりました。

申請地は参考資料の10ページから11ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

除外後は土地所有者から植林をしたいと確認をとっております。

土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、4番・小野寺君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第24号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第25号

○会長(佐藤徳市君) 日程第8。議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請について、 内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

○会長(佐藤徳市君) 事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

議案第25号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による農地等の権利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、議 決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は別紙のとおり1件となっております。

番号1。

譲渡人 ●●●● ●●●●さん

譲受人 ●●●● ●●●●さん

土地の所在、字上多和80-12。

地目、登記簿、牧場、現況、畑。

面積、49㎡。

契約の種類 贈与。

権利移転の理由、譲渡人 相手側の希望による、譲受人 農地集積を図るため

資金調達の方法及び価格、無償。

世带員、譲受人2名

畑、譲受人 627,415㎡のうち借入地270,601㎡。

経営状況につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、大泉委員より報告をお願いいたします。

- ○会長(佐藤德市君) 3番·大泉君。
- ○3番(大泉義明君) 3番・大泉です。

議案第25号 番号1について報告いたします。

10月29日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示および状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ さんは相手側の希望により、譲受人の $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ さんは、農地集積を図るため今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、3番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第25号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第26号

〇会長(佐藤徳市君) 日程第9。議案第26号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容6件を議題といたします。

お諮りいたします。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を、一括議題といたします。

なお、ullet 番ullet ● 書は農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●●●●君退席)

- ○会長(佐藤徳市君)事務局より内容説明させます。振興係長和田君。
- ○振興係長(和田千春君) はい。

議案第26号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり6件となっております。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野20線東10-3。

地目、登記簿、牧場、現況、採放地。

面積、138㎡外15筆、合計面積は166,697㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和5年12月1日。

対価の支払期限、令和6年2月23日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、5,843,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2から番号3につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権 設定等の内容、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方 法が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野22線東19-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、35,823㎡外3筆、合計面積は117,395㎡。

価格、4,454,000円。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野22線東19-2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、8,453㎡外7筆、合計面積は206,639㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格、5,704,000円。

なお、番号1から番号3はあっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。以上です。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件については原案可決されました。

(●●●●君復席)

○会長(佐藤徳市君) 続いて、番号4を議題といたします。 事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●●●●●●●●●●●●

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上多和64-4。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、13,150㎡外15筆、合計面積538,974㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和5年12月1日。

対価の支払期限、令和6年1月11日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

金額、20,297,000円。

支払い方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号4につきましては、あっせん案件でありますので、あらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明を終わります。 これより本件に対する質疑を行います。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。これより本件については採決いたします。原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。 よって、番号4については原案可決されました。 続いて、番号5を議題といたします。事務局より内容説明させます。 振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野378-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、98,732㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和5年12月1日から令和10年11月30日。

土地の引渡時期、令和5年12月1日。

金額は年間315,000円。

支払方法は毎年8月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号5については笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 11番·笛木君。

○11番(笛木眞一君) 11番、笛木です。

議案第26号 番号5について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、11月19日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け 粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました11番・笛木 君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

続いて番号6を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字多和163-3。

地目、登記簿、原野、現況、畑。

面積は16,531㎡外55筆、合計面積は550,973㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和5年12月1日から令和15年11月30日まで。

土地の引渡時期、令和5年12月1日。

金額については無償です。

支払方法はなしとなっております。

なお、番号6については大泉委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

- ○会長(佐藤德市君) 3番·大泉君。
- ○3番(大泉義明君) 3番、大泉です。

議案第26号 番号6について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、11月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、後継者へ農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしま した。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました3番、大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については、原案可決されました。

以上をもって、議案第26号、内容6件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長(佐藤徳市君) これをもちまして、第6回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の 審議は、全部終了いたしました。

第6回標茶町農業委員会総会を閉会いたします。

(午前10時24分閉会)